

1. こども会安全共済会の概要

令和8年度 こども会安全共済会説明資料
(申込手順)

★加入の際は3ページ以降の申込手順を
必ずご確認ください。

●こども会安全共済会の種類

こども会の活動に対応する保険(安全共済会)は、大阪府こども会育成連合会(略して「府こ連」)が運営する「大阪府こども会安全共済会」と、全国子ども会連合会(略して「全子連」)が運営する「全国子ども会安全共済会」の2種類があります。

いずれも、こども会活動中の事故や疾病、または第三者に危害を加えてしまった場合の賠償責任に対して補償を行うものです。

それぞれの共済は、任意で加入いただくものとなります。ただし、「全国子ども会安全共済会」については、「大阪府こども会安全共済会」に加入いただくことが加入の条件となります。

「全国子ども会安全共済会」のみの加入はできません。

2種類の共済の主な保障内容は以下のとおりです。(詳しい相違点は別紙参照)

	大阪府(府こ連)こども会安全共済会	全国(全子連)子ども会安全共済会
年会費 (1人あたり 年額)	350円	70円
補償の内容	(傷病) 8,000円~60,000円 ※治療日数(5日~71日)に応じて支払い 請求期日の目安: 事故日を含めた日から 180日以内 (後遺障害) 7万円~600万円 (死亡) 600万円	(医療) 1円~500,000円 ※事故日を含めたその日から180日までの 保険医療総額(窓口負担金ではありません) の30%を支払い 請求期日の目安: 治癒後60日以内 (後遺障害) 7万円~600万円 (死亡) 600万円
	(賠償責任保険) ※「大阪府」・「全国」共通 ○施設所有(管理)者賠償責任保険(身体障害・財物損壊) ○受託者賠償責任保険(財物賠償)	
共済期間	令和8年(2026年)4月1日~令和9年(2027)3月31日(一年間)	
対象の 行事	「年間行事計画・日常定例活動」に登録されているこども会行事 ※登録されていない行事は補償の対象となりませんので、くれぐれもご注意ください。	
加入の 対象者	こども会に加入の子ども、その保護者、指導者、育成者 ※令和8年4月1日時点で4歳未満の幼児が加入する場合はその保護者も加入いただくことが必要です。※何歳でも加入していただけます。	

※加入時期に関わらず、年会費は府こ連350円、全子連70円です。

📌ポイント

「全子連」共済会へは、「府こ連」共済会に70円プラスで追加加入できます。

「全子連」は「府こ連」に比べて1円から50万円までの幅広い補償に加え、治療日数も最長180日まで対応しています。万が一の重大な事故が起こった際にも、「府こ連」だけでは不足する補償をしっかりとカバーできます。それぞれのこども会の活動内容に応じて加入をご検討ください。

加入手続きの時期について

- ★4月1日からの保険適用 ⇒ **5月22日(金)まで**に共济会費を府こ連へ振り込み、申請を完了
- ★6月1日以降の保険適用 ⇒ 遅くとも**行事实施日の2日前まで**に共济会費を府こ連へ振り込み、申請を完了

【4月1日からの保険適用について】

やむを得ず5月22日までに申請を完了できない場合は、事前に枚方市子ども青少年政策課までご相談ください。

【6月1日以降の保険適用について】

例年、加入手続きの期限は翌年3月初旬頃となっておりますので、その時期に加入を希望される場合は、事前に枚方市子ども青少年政策課までご相談ください。

ネット加入システム操作マニュアル・説明等掲載先

●市ホームページ URL : <https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000047805.html>
市ホームページより「安全共济会」と検索していただいてもご覧いただけます。



●府こ連ホームページ URL : <http://www.fukoren.sakura.ne.jp/05anzenkai.html>



★加入手続きの際は、3ページ以降の申込手順の注意事項をよくお読みのうえ、お手続きください。

2. ネット加入申込の手順について（府こ連・全子連共通）

ネット加入システムログイン用 URL（ログイン画面よりログインしてください。）

2026 年度分は、4 月 1 日以降にネット加入システムにて手続きを開始してください。

※4 月 1 日まではネット加入システムへのログインはお控えください。（メンテナンス中のため）

代表者様用ログイン https://new-fukoren-osaka.com/fuko/r_login



（代表者様用ログイン）

個人様用ログイン https://new-fukoren-osaka.com/fuko/p_login



（個人様用ログイン）

1 単位こども会 昨年の情報を確認

★前代表者に ID とパスワードを聞いていただき、ログインをお願いいたします。

- ・昨年度の代表者情報（保険加入情報）が登録されていますので、内容の確認をお願いします。

＜代表者を変更する場合＞

5 月末までは、府こ連承認済み、未承認に関わらず代表者ご自身での代表者変更が可能です。

★代表者様向け操作マニュアル「6 代表者変更」を参考に、新たな代表者を指名してください。

※新規代表者を選択した後、登録の前に「単位こども会情報編集」画面にて、必ず住所、電話番号、メールアドレスを確認・編集して下さい。

※代表者変更後は、新代表者 ID にてログインしますので、登録の前に必ずお控えください。

2 共済会の加入者・退会者の修正作業（1の作業終了後）

★退会者の削除・新規加入者の追加・修正作業をお願いします。

※年齢は令和 8 年 4 月 1 日時点の年齢で登録してください。（例：令和 8 年度に小学 1 年生＝6 歳）

※昨年度から継続の方の年齢を修正する必要はありません。年齢は自動更新されています。

- ・加入者登録の際、メールアドレスを入力すると「認証番号」が送付され、入力が必要となります。代表者以外の加入者はメールアドレスの入力を省略していただいても差し支えありません。
- ・加入者本人だけでなく、代理で代表者が一括で手続きすることも可能です。
- ・令和 8 年 4 月 1 日時点で 4 歳未満の幼児の加入は、保護者の同時加入・保護者の行事参加が必要です。保護者の加入手続きを行った後、幼児の加入手続きを行ってください。

3 年間行事予定・日常定例活動の登録（行事实施日の前日までに登録）

★代表者様向け操作マニュアル「3.2 年間行事・日常定例活動の登録」を参考に、年間行事予定・日常定例活動について、計画しているものを全て登録してください。

※登録されていない行事については、保険適用になりません。

- ・行事の当日に準備・片付け等を行う場合は、活動名の横に（当日準備・片付けも含む）と入力してください。（例）スポーツ大会（当日準備・片付けも含む）
- ・行事関連資料（案内文・メール・LINE等）に、当日準備・片付けについて記載されていれば、一連の行事として考えられますので入力は不要です。
- ・活動のための練習やミーティング・親睦会・予備日、また行事实施日と別日に準備・後片付けを行う場合は、新しく登録してください。
（例）4月●日：新入生歓迎会の買い出し
4月▲日：新入生歓迎会
- ・「ドリームカップ」等の大会の名称だけでは内容が分からない行事については、「ドリームカップ（バレーボール大会）」等、具体的な競技名を入力ください。
- ・合宿など、宿泊を伴うような予め日程が決まっている活動は、「日常定例活動」ではなく、「年間行事予定」に登録してください。
- ・日常定例活動の登録については、定例日に「毎週土・日、平日の放課後」等と入力ください。
- ・夏休みなど長期休暇中の平日に活動される場合は「長期休み中の活動は別途予定表あり」と入力ください。
- ・登録時点では未確定、または年度途中で追加となった行事については、後日追加登録を行ってください。
- ・「実施日」、「会場」、「参加予定人数」の変更については、年間行事予定の変更手続きは不要です。ただし、「実施日」の変更があった行事については、共済金請求時には、変更の経過が分かる資料の提出が必要となりますので、保管をお願いします。

※共済金請求時には、行事関連資料（案内文・メール・LINE等）が必要になります。こども会行事（行事に向けた練習、準備等も含む）に関する資料については、必ず保管、記録管理をしておいてください。

5 承認申請処理

※例年、加入者の入力情報の誤りが発生しておりますので、再度ご確認ください。

※共済会費の入金後は修正できません。

★代表者様向け操作マニュアル「3.4 加入申請を行う」を参考に、加入者全員分のチェックボックスにチェックを入れ、加入申請を行ってください。

- ・加入申請を行うと振込依頼書（PDF）が自動ダウンロードされます。

4 共済会加入者一覧及び共済会費の振込金額を確認、府こ連へ共済会費の振り込み

★加入申請後、内容が正確に入力されていること・申込金額が正しいかをご確認ください。

★ダウンロードされた専用の振込用紙を印刷し、りそな銀行窓口にて振込作業を行ってください。

(手数料不要)

・専用の振込用紙は、白黒印刷でも振込可能ですが、実際のサイズで印刷ください。

※振込は1日1回限りです。追加で振り込まれる場合は、翌日以降に振り込んでください。また、返金にはお時間がかかりますのでご注意ください。

※加入申請と同月内にお振込みください。(月を跨いでの振込は、データが正常に反映されない可能性があります。)

・印刷が難しい場合は、同封している振込用紙をご利用ください。(りそな銀行窓口で利用可能)
お振込みの際は、依頼人(団体)名に「市町村名・市町村番号・単位こども会番号・単位こども会名称」を必ずご記入ください。

代表者様が振り込みを行った後、枚方市、府こ連の承認が済みましたら、加入手続き完了となります。

<6月以降に加入手続きを行う場合>

6月以降の振り込みにつきましては、遅くとも行事实施日の2日前までに加入申請と共済会費の振り込み作業を行ってください。

追加加入者がいる場合も同様の手続き作業を行ってください。

(ネット加入システムより加入者の追加→加入申請→追加加入分の共済会費振り込み)

・共済期間は「府こ連にて振り込みが確認できた日の翌日0時から令和8年3月31日」

○ネット加入システムの注意事項

■ネット加入に際して、ログインする際の単位番号やパスワードを控えていただきますようお願いいたします。

■加入者情報登録後、最後のパスワードと登録完了時に発行されるID番号を忘れずに控えておいてくださいようお願いいたします。

また、代表者様や代表者様代理の方が各会員情報をすべて入力される場合は、各個人のパスワードをすべて決めて入力する必要がありますが、一旦すべて同じパスワードでも登録が可能です。この場合は登録後に各自でパスワード変更設定が可能です。

■加入者登録の際、メールアドレスを入力すると「認証番号」が送付され、入力が必要となります。
代表者以外の加入者はメールアドレスの入力を省略していただいても差し支えありません。

■振込は1日1回限りとなりますので、金額不足の場合は翌日以降にお振込みをお願いいたします。

○各種変更の届け出について

以下の変更等がありましたら、子ども青少年政策課までご連絡ください。

①引越し等による変更

＜貴子ども会の地域に加入希望者が転入してきた場合＞

- ・以前から府こ連・全子連に加入していた場合

改めて安全共済会に加入し直す必要はありません。以前加入されていた子ども会名を子ども青少年政策課までご連絡ください。

※枚方市内での引越しの場合も、ご連絡ください。

- ・府こ連・全子連に加入していなかった場合

新規加入手続きをお願いします。

＜貴子ども会の地域から加入者が転出された場合＞

転出後も引き続き安全共済会に加入される場合は、引越し先の子ども会にその旨をご連絡いただくようお願いください。（大阪府外の場合は継続できません。）

②改姓や氏名漢字の訂正

- ・年度途中で姓の変更があった場合
- ・年度当初の加入時に氏名の漢字等を間違えて記入していた場合

③子ども会育成代表者の変更

- ・年度途中の変更時

○よくあるQ&A

■ログインしたいが、IDとパスワードがわからない。

→前代表者にIDとパスワードを聞いていただき、ログインをお願いいたします。前代表者もわからない場合は、枚方市子ども青少年政策課へお問い合わせください。

■ログイン後、昨年の名簿が見られたが、その後の作業はどうしたらよいか。

→昨年度の情報が登録されていますので、退会者の削除と、新規加入者の追加の作業をお願いします。

※継続の方の年齢は自動で昨年度から1歳増えていますので、変更しないでください。

■年間行事の登録をしようと思うが、準備などは保険適用になるのか。

→保険適用になります。登録の際に、（当日準備・片付けも含む）とご記入ください。

■追加で加入者がいる場合の手続きはどうしたらよいか。

→追加加入者がいる場合は、以前と同様の登録作業を行ってください。行事の2日前までに登録・加入申請・振込みをお願いします。

■ダウンロードされた振込用紙が見つからない。

→以下のいずれかの方法でご対応ください。

- ・PC、スマホのダウンロードフォルダに入っていないか確認する。
- ・【再申請】ボタンで対象者の申請を取り下げし、改めて対象者を選択して申請すると振込依頼書がダウンロードされます。（再申請はステータスが「振込確認待ち」の時のみ可能）

■振込用紙がほしい。

→枚方市ホームページ、府こ連安全共済会ホームページから印刷可能です。また、子ども青少年政策課の窓口でもお渡ししております。

■加入手続き完了後に加入者の年齢や名前が間違っていることに気づいた。

→子ども青少年政策課までご連絡ください。

■振込金額が間違っていた。

→金額が不足していた場合は翌日以降に追加でお振込みをお願いします。

多く振り込まれた場合は子ども青少年政策課までご連絡ください。

※後日返金させていただきます（時間がかかります）。